

言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例（仮称）骨子案に対するご意見と考え方について

【意見件数 94件（28人）】

【前文】

No	内 容	考え方
1	前文が現在の話の分量が多く、ろう者の置かれた状況がわからないと思う。もっとろう者の置かれた状況を時系列で述べて欲しい。8行では語りきれない。	いただいたご意見を参考に検討いたします。
2	盲ろう者についても、手話ベースの方がおられるので、上手くふれられると良いと思う。	本条例骨子案における「ろう者」については、「聴覚障害者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者」として定義づけを検討いたします。
3	<p>前文に 明治35年10月31日に初版が鹿児島で発行された手話語彙集である日本に現存する最古の手話語彙集「聾啞教授手話法」について掲載したい。 下の文はインターネットより転載するものです。 日本に現存する最古の手話語彙集「聾啞教授手話法」 筑波技術大学の杉研究室手話言語データベースには、鹿児島の聾啞教授手話法についての研究（「聾啞教授手話法」の電子データベース化）があります。 この研究は、平成21年～22年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）「手話形態素辞書作成とその応用の研究」（研究代表：神田和幸）及び平成23年～25年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）「形態論的日本手話文法研究とその応用の研究」（研究代表：神田和幸）の分担研究として、大杉豊（筑波技術大学）が実施した研究による成果の一部です。 この研究によると、「聾啞教授手話法」は、日本に現存する手話語彙集では最古のものと推定されています。 明治35年10月31日に初版が鹿児島で発行された手話語彙集で、現在は鹿児島県立図書館に1冊が保管されるのみです。 54ページからなり、見出し語は合計528語になります。 目次と本文のみで構成されており、本書所収の手話語彙の源を直接に知る手掛かりはありません。 手話を十分に習得していない初等部低学年の生徒に対して指導するため、聴者教師が手話を正しく学習できるように意図された本と推論しています。 編集兼発行者は佐土原（さどばる）すゑ、印刷及び発行所は私立鹿児島盲啞学校（印刷部）と記載されています。 印刷及び発行所となっている、私立鹿児島盲啞学校について、説明しましょう。 明治初期に、京都府盲啞院、東京盲啞学校が創立されました。 京都府盲啞院は1878（明治11）年の創立、東京盲啞学校は1880（明治13）年の創立です。 「聾啞教授手話法」の編集兼発行者、佐土原（さどばる）すゑは、1899（明治32）年3月31日より1900（明治33）年3月31日までの1年間、東京盲啞学校に教員として雇用されていたことが同窓会名簿で確認できます。 1900（明治33）年7月5日に、佐土原（さどばる）すゑは、鹿児島県知事の認可を受け、私立佐土原学校を設立します。 当時の鹿児島では、すでに伊集院キクが、耳の聞こえない子どもに手話による個人教授をしていました。 伊集院キクは、京都府盲啞院を1895（明治28）年に卒業し、卒業後は鹿児島で5年間、個人教授をしていたのです。 両氏が、私立佐土原学校で手話による指導を開始したのでした。 ろう児に国語、算数、図画、裁縫などを手話で指導しました。 私立佐土原学校は、1903（明治36）年2月10日に名称を変更し、私立鹿児島盲啞学校として鹿児島県知事の認可を受けています。 したがって「聾啞教授手話法」の初版は私立佐土原学校の名称で発行されたものと推測されます。 伊集院キクはその後、私立鹿児島慈恵盲啞学校に移ります。 研究では、伊集院キクが私立鹿児島慈恵盲啞学校に移る前に、佐土原（さどばる）すゑが「聾啞教授手話法」の初版を発行したという経過から、伊集院キクと佐土原（さどばる）すゑがそれぞれ京都府盲啞院と東京盲啞学校で学んだ手話語彙の両方が「聾啞教授手話法」に反映されていると推論しています。</p>	<p>いただいたご意見を参考に検討いたします。</p>

4	・前文の17行目 しかしながら、ろう者や・・・の文章が少しわかりにくい。	分かりやすい表現となるよう検討いたします。
5	前文 「手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される独自の言語である」 ※手話に対する定義として明示して頂き有難う御座います。	ご賛同いただきありがとうございます。

【1 目的】

No	内 容	考え方
6	1の目的の「県の責務等及び県民等の役割を明らかにする・・・」のところに「市町村、事業者」も役割に加えてほしい。	<p>都道府県と市町村は対等・協力の関係であり、地方自治法では、市町村に対する都道府県の関与は、法律及び法律の委任を受けた政令に根拠がある場合に限定されています。これらを踏まえて、本条例では、市町村の役割や責務についての規定は設けていませんが、本条例骨子案の4にありますように、施策の推進にあたって、県は市町村との連携及び協力を行うことを規定しているところです。ご理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>本条例骨子案の4にあるとおり、県民等には事業者も含まれますが、県民等の定義に関して、条文の前後関係が逆転していることから、見直しを検討いたします。</p>

【3 県の責務】

	内 容	考え方
7	条例の目的を達成するために「3 県の責務」を明確化して頂き有難う御座います。 ※条例として今後具体的な施策を実施していく上で、その際、ろう者や聴覚障害者、手話に関わっている人たち（手話通訳士・手話通訳者等）の意見を是非聞いて頂きたいと切に願っています。また常時又は定期的に協議できる場は必要だと思えます。	<p>ご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>なお、本条例骨子案17(2)において、「この条例に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、知事が別に定める。」こととなっております。</p> <p>いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の参考となるよう担当部局にお伝えします。</p>

【4 市町村等との連携及び協力等】

No	内 容	考え方
8	<p>この度、県議会において「手話言語条例」の制定に向けて具体的な提案がなされたこと、本当に嬉しいかぎりです。</p> <p>わたしは、手話の勉強を始めて20年以上になりますが、技術は未熟そのものです。けれども、手話に関り続けていることが楽しくてたまりません。</p> <p>恥ずかしいことですが、手話の勉強を始めてずいぶん長い間、聴こえない皆さんは、聾学校で手話を教えてもらって身につけたのだろうと考えていました。けれども、手話講習会や交流会の中で、聾学校では手話は禁止、手話を使うと手を叩かれたり、廊下に立たされたりしたということを教えていただいて、手話がずいぶん下位に置かれていたのだということを知りました。</p> <p>現在、テレビ番組で手話を学んだり、ニュース番組等で手話を目にする機会も増えてきました。手話が、だいが市民権を得てきていることを感じます。けれども、「手話は世界共通なのでしょう？」ということを探ねる人もいます。手話について具体的に学ぶ機会がなかった人にとっては、そんなことを考えることも不思議ではないと思います。</p> <p>今後、県の「手話言語条例」が制定されたら、手話に対する県民の皆さんの理解も深まっていくだろうと期待しています。ただ、そのときに、単に手話表現を身につけるだけでなく、「聴こえないということが、どういうことなのか」「聴こえない皆さんの日常生活（困ること、不安なこと、喜び等々）」などについての理解も深めていただきたいと願っています。</p> <p>FAXを使うようになって、聴こえない皆さんの生活（情報伝達、意思疎通）はずいぶん便利になりました。また、携帯、スマホ、パソコンの登場は、聴こえない皆さんの生活を大きく変えたと思います。</p> <p>けれども、音声だけの情報伝達は、全く伝わりません。駅とか空港などで、繰り返し放送されることも全然分かりません。遅延、変更などが分からずに支障をきたすこともあると聞きます。病院の受付で名前を呼ばれても分かりません。</p> <p>聴こえるわたしたちにとって、当たり前と思えることが大きな「壁」となっていることが多いのだと思います。「手話言語条例」の制定によって、そんなことについても、県民の皆さんが考える機会になればいいなと思います。</p> <p>今回の条例制定は、ゴールではなく、スタートだと思っています。</p> <p>条例制定によって、聴覚障がい者の皆さんが、周りの人々と繋がりが合いながら安心して暮らせる鹿児島県、来訪者が安心できる鹿児島県になっていくことを期待しています。</p> <p>施策を進めていくには予算もともないます。全てのことをいっぺんに、ということにはならないと思います。優先順位をつけながら具体的な施策を進めていただくことになるでしょう。そのときに大切なのが、「当事者の声を聞く」ことです。脚光を浴びながら条例を制定したものの、その後の動きがなされていない自治体もあると聞いています。鹿児島県聴覚障害者福祉協会、手話関係者との語り合いを続けながら進めていただきたいと思います。</p>	<p>本条例骨子案4(1)において、「県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村その他の関係機関及び関係団体（以下「市町村等」という。）、並びに県民、ろう者、手話通訳を行う者及び事業者その他の関係者（以下「県民等」という。）と連携し、及び協力するものとする。」と規定しているところです。</p> <p>条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>

【5 県民等の役割】

No	内 容	考え方
9	<p>第5条で『県民等の役割』の中の(4)で、事業者について触れてあります。事業者については別口で項目を設けたらどうでしょうか。</p> <p>参考例・・・京都府手話言語条例（言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例）第6条や第7条を参考にご覧ください。</p>	<p>事業者については、本条例骨子案「4市町村等との連携及び協力等」の(1)において「県民等」に含まれるものとして定義していることから、「5県民等の役割」において(4)で規定しているところです。</p> <p>なお、事業者については、「14事業者への支援」において、県における事業者への情報提供等必要な支援について規定しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
10	<p>5の県民等の役割の(4)ですが、「働きやすくするために手話でコミュニケーションができる環境整備する」と加えてほしい。</p> <p>職場でろうあ者は周囲とコミュニケーションができなく、能力が発揮できなく困っています。職場みんなが手話できたらろうあ者は働きやすいからです。</p> <p>また、県民の等のほかに、「地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体）」も入れたらと思います。個人だけ限らず、団体活動に入って、ろう者とのコミュニケーションができるようになりたいからです。</p>	<p>「働きやすくするために手話でコミュニケーションができる環境整備する」ためには、県、県民、事業者等がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体で手話を言語として認識し、手話を使用しやすい環境の整備を図るための施策を推進することが、大切であると考えています。</p> <p>本条例骨子案では、5において事業者に対し、手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮をするよう努めることを規定しております。「障害者の雇用の促進等に関する法律」においては、事業者には、障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、必要かつ合理的な配慮として、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を過重な負担とならない限り実施することが求められており、本条例における必要かつ合理的な配慮も同様の趣旨で規定しているところです。</p> <p>また、地域社会全体で手話を言語として認識し、手話を使用しやすい環境の整備を図るための施策を推進することで、「地域活動団体」においても、手話を使用しやすい環境の整備が進むものと考えています。</p> <p>以上、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>

【6 手話の普及等に関する施策を推進する上での配慮】

No	内 容	考え方
11	<p>6 手話の普及等に関する施策を推進する上での配慮について 下記のように種子島、屋久島、奄美群島等鹿児島島の島々には、手話通訳者や手話通訳士はあまりいないので、市役所の窓口で聴覚障がい者に対応できるオンライン手話通訳サービスを導入するように求める。 奄美には、手話通訳者 1 名と手話通訳士 1 名がいるがほかの島はいない。 特に屋久島には、全国から観光や登山のろう者が数人来ているようだ。 手話通訳等情報保障が必要。 ほかに知覧特功平和会館にも全国からろう者が多く来ているようだが手話通訳等情報保障がほしいとよく言われてるようだ。 【参考】※転載 沖縄県宮古島市は 14 日、市役所の窓口で聴覚障がい者に対応できるオンライン手話通訳サービスを導入した。市内の障がい者を招いたデモンストレーションが同日あり、オンライン上で手話通訳者を介し、市職員と障がい者がコミュニケーションできることを確認した。市の担当者は「システムをうまく活用し障がい者のニーズに添えていきたい」と期待を寄せている。（宮古支局・知念豊） 手話通訳サービスは「テリロジーサービスウェア」（東京都）が提供する「見える通訳」。タブレット端末を利用し、県外のコールセンターにいる手話通訳者からオンラインでサポートを受けるシステムで、手話ができない市職員でも聴覚障がい者とやりとりすることができる。県内自治体では昨年 4 月、読谷村が導入している。 市障がい福祉課によると、市内に約 50 人の聴覚障がい者がいるが、手話通訳ができる市の専任職員は 1 人だけという。専任職員がいないときは手続きを諦めて帰る人もおり、市は課題解消に向け、導入を決めた。</p>	<p>いただいたご意見は、手話を使用しやすい環境の整備に関する具体的な施策に該当するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>

【7 施策の策定及び推進】

No	内 容	考え方
12	<p>実際かごしまは条例ができて変わったと実感できるものでなければ意味がないので、しっかり予算をどう使っていくかの検討ができるようにしてほしい。</p>	<p>本条例骨子案7(1)において、「県は、障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に推進するものとする。」と規定し、本条例骨子案7(2)において、「鹿児島県障害者施策推進協議会は、手話の普及等に関する施策を策定しようとするときに、県から意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、あらかじめ、鹿児島県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。」と規定しております。また、施策については、毎年度、実施状況について県議会に報告・公表するほか、必要に応じて見直しを行うこととしております。</p>

【8 手話を習得するための支援体制の整備】

No	内 容	考え方
13	<p>第8条で『手話を習得するための支援体制の整備』とあります。 手話を獲得できるかどうかは、医療機関での手話に対する情報の提供が大切と考えます。鹿児島県立鹿児島聾学校では、0歳児から「乳幼児教育相談」を行っています。これまでも、各医療機関では紹介をされているとは思いますが、手話で生きる選択肢があることを家族へ情報提供することが大切かと思えます。そのためにも、医療機関への手話の啓発の必要性もあるかと思えます。 参考例・・・前橋市手話言語条例第11条を参考にご覧ください。 県の条例で設けるか、市の条例で設けたほうがより効果的なのかは分かりませんが・・・。</p>	<p>本条例骨子案「8手話を習得するための支援体制の整備」において、県は「市町村等」と連携し、手話に関する情報の提供等を行う体制の整備を図ることとしております。 なお、この「市町村等」については、「4市町村等との連携及び協力等」において「市町村その他の関係機関及び関係団体」と定義しており、医療機関が含まれているところです。 条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
14	<p>人工内耳や口話・筆談などに限らず、あらゆる選択肢を得られるように。また、ここは子供についてなので、ろう児が適切だと思う。他の項目もろう者・ろう児（18歳未満）の使い分けを。</p>	<p>いただいたご意見は、聴覚障害者のコミュニケーション手段に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。 また、本条例骨子案「12学校における取組の推進」において、ろう者である幼児、児童、生徒を「ろう児等」として定義づけしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>

15	<p>聴覚に障害があるとわかった時点で、医療機関だけではなく、行政・教育・当事者等と相談でき、あらゆる選択肢があるという情報を取得できる体制をとり、手話・ろう者に対する正しい理解ができるような文面を入れて欲しい。 (現在は、病院で障害があると診断されるとそのまま医師の情報だけが保護者に入り、人工内耳手術をし、その後、聴者と変わらないという誤った情報のみで子どもが育っていく環境がある。医師が「手話を使うと言葉を覚えなくなる」という誤った情報を、ショックを受けたばかりの親へ伝え、そのことばかりを気にしないでしまう親もいる。 そうではなく、人工内耳を行う・行わないという選択肢もあるし、手術を行っても、人工内耳の正しい理解を保護者にしてもらおうとともに、手話を上手に取り入れていき、言葉の獲得、アイデンティティーの獲得をし、豊かに育つ環境を整えてほしいと願う。 そして、何より、当事者である子ども、保護者がろう者に対する理解、偏見を作らないように願うため。)</p>	<p>本条例骨子案「8手話を習得するための支援体制の整備」において、県は「市町村等」と連携し、手話に関する情報の提供等を行う体制の整備を図ることとしております。 なお、この「市町村等」については、「4市町村等との連携及び協力等」において「市町村その他の関係機関及び関係団体」と定義しており、医療機関が含まれているところです。 条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
16	<p>8の手話を習得するための支援体制の整備について、「教育、療育の相談、支援」も加えてほしい。ろうの乳幼児を持つ親は教育、療育の方法が分からず悩んでいる人が多いです。その相談、支援ができたと思います。</p>	<p>本条例は、本条例骨子案1の目的のとおり、「手話が言語であるとの認識に基づき、言語としての手話の認識の普及及び手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備（以下「手話の普及等」という。）に関する基本理念を定め、県の責務等及び県民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本事項を定めること」としております。 いただいたご意見については、ろう者及びそのご家族等への教育や療育への支援に関するご意見として、県担当部局にお伝えします。</p>

17	<p>昨年2019年6月に宮城県仙台市で開催された全国ろうあ者大会に伴う全日本ろうあ連盟評議員会で、ろう乳幼児が手話言語を獲得できる環境整備を求める特別決議を採択されたことについてです。</p> <p>ろう学校でも人工内耳装着者が増えています。新生児聴覚スクリーニング検査で医者が、人工内耳が最善で手話は不要といわれるそうです。しかし、青年部の方は青年部の活動から手話でコミュニケーションできる喜びを感じ、体外か体内装着をはずし、明るくなっていく姿が見られています。このことから人工内耳装着の有無に関わらず、ろう乳幼児には手話言語の獲得・習得を選択する機会を与えることが重要だと思いました。</p> <p>ろう児の保護者も安心して適切な相談支援・学習支援を受けられ、ろう乳幼児が手話言語を獲得・習得できる機会が保障されるためには環境整備が不可欠であり、これは、全国的活動も必要ですが、九州各県でも積極的に取り組んでもらいたいと思います。</p> <p>ろう教育に手話を取り入れるには、手話言語条例に盛り込むことも大切なことですが、他関係組織等へのアプローチも欠かせないです。</p> <p>追記 人工内耳は、現在世界で最も普及している人工臓器の1つで、聴覚障害があり補聴器での装用効果が不十分である方に対する唯一の聴覚獲得法です。人工内耳は、手術直後から完全に聞こえるわけではありません。ただし、聞こえの回復には個人差があります。</p>	<p>本条例骨子案8において、県は、市町村等と連携し、ろう者が乳幼児期からその家族その他の関係者ととも手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び手話に接する機会の充実その他手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備を図ることを規定しております。</p> <p>なお、「市町村等」につきましては、関係機関も含まれるものです。条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
----	---	--

18	<p>医療面に関する項目がない 福島の白河市手話言語条例には、次のような文言が盛り込まれています。 https://www.normanet.ne.jp/~deaffuku/jourei/images/joubunsirakawasyuuseizumi.pdf</p> <p>(医療機関における手話の普及等) 第11条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう、手話通訳者を派遣する制度の周知等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 もちろん、鹿児島県には医療関係でのろう者に対する情報保障、例えば鹿児島市立病院には手話通訳士が常在していることや、患者への手話通訳派遣の体制が十分になされています。 しかし、条例は形に残る物ですので、文言がない場合、医療関係者の意識が薄れてしまうのではと懸念されます。</p>	<p>本条例骨子案「8手話を習得するための支援体制の整備」において、県は「市町村等」と連携し、手話に関する情報の提供等を行う体制の整備を図ることとしております。</p> <p>なお、この「市町村等」については、「4市町村等との連携及び協力等」において「市町村その他の関係機関及び関係団体」と定義しており、医療機関が含まれているところです。</p> <p>条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
19	<p>【8.手話を習得するための支援体制の整備】 「…その家族その他の関係者」というところの「その他の関係者」の解釈が幅広く捉えられるため、「関係者」のところを「医療保健保育従事者・教育関連従事者・福祉事業関係者・雇用事業関係者・警察消防関係者等」と具体例をある程度示していただきたい。</p> <p>特に県と市町村等の連携の中で「乳幼児期からその家族」と文面にあるため、乳幼児に先ず関係するであろう医療従事者保健関係者は聴覚障がいに関する医学モデルによらない社会モデルとしての聴覚障がいを捉え、公平かつ十分な手話言語の理解を前提にした支援体制の整備を図ることが出来るよう求める。</p>	<p>その他の関係者については、「その家族」を例とするような、ろう児に近くで関わる方々を指します。例えば、児童養護施設の職員や里親、家族のように関わっておられる方々などです。</p> <p>本条例骨子案「8手話を習得するための支援体制の整備」において、県は市町村等（市町村その他の関係機関及び関係団体）と連携し、手話に関する情報の提供等を行う体制の整備を図ることとしております。</p> <p>条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>

20	<p>【8.手話を習得するための支援体制の整備】について 「…その家族その他の関係者」というところの「その他の関係者」の解釈が幅広く捉えられるため、「関係者」のところを「医療保健保育従事者・教育関連従事者・福祉事業関係者・雇用事業関係者・警察消防関係者等」と具体例をある程度示していただきたい。 特に県と市町村等の連携の中で「乳幼児期からその家族」と文面にあるため、乳幼児に先ず関係するであろう医療従事者保健関係者は聴覚障がいに関する医学モデルによらない社会モデルとしての聴覚障がいを捉え、公平かつ十分な手話言語の理解を前提にした支援体制の整備を図ることが出来るよう求める。【N019と同意見】</p>	<p>その他の関係者については、「その家族」を例とするような、ろう児に近くで関わる方々を指します。例えば、児童養護施設の職員や里親、家族のように関わっておられる方々などです。 本条例骨子案「8手話を習得するための支援体制の整備」において、県は市町村等（市町村その他の関係機関及び関係団体）と連携し、手話に関する情報の提供等を行う体制の整備を図ることとしております。 条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
21	<p>保護者が初めて子どもを出産した時にその時に初めて聴覚障害を持っていることが分かった。その時に病院に連れていくものの、方法として一番に人工内耳を勧めることがある。そうではなく、相談して保護者の選択の幅が広がっていけるようにした方がいいのではと思う。その相談を受け入れる場所として鹿児島市役所福祉課・鹿児島県立鹿児島聾学校教育相談・鹿児島県聴覚障害者協会・鹿児島県視聴覚障害者情報センターがあり、保護者も様々な情報を取り入れることができるのではと思う。</p>	<p>本条例骨子案「8手話を習得するための支援体制の整備」において、県は「市町村等」と連携し、手話に関する情報の提供等を行う体制の整備を図ることとしております。 いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
22	<p>人工内耳を装着するしないに関わらず、情報提供について聾学校等を紹介してほしい。また手話でコミュニケーションできるような環境を整えてほしい。</p>	<p>本条例骨子案「8手話を習得するための支援体制の整備」において、県は「市町村等」と連携し、手話に関する情報の提供等を行う体制の整備を図ることとしております。 いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>

【9 手話を学ぶ機会の確保等】

No	内 容	考え方
23	<p>いろいろな企業，医療関係等が定期的に手話と，聴覚障害者の事を学べるための出前講座のようなものを作ってほしい。</p>	<p>いただいたご意見は，本条例骨子案「9手話を学ぶ機会の確保等」に関する具体的な施策に該当するものですので，今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
24	<p>学校の授業に手話を学ぶ時間を作ってほしい。</p>	<p>学校における手話の学習については，学習指導要領の規定との関係などから，条例によって一律に規定することが難しいところです。 本条例骨子案においては，「9手話を学ぶ機会の確保等」において，県は，市町村等，並びにろう者及び手話通訳を行う者と協力して，県民が手話を学ぶ機会の確保を図ることとしておりますので，ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
25	<p>職員・県警・教職員への研修の必須</p>	<p>本条例骨子案9(2)において，県は，手話の普及等に関する施策を推進するため，その職員が手話を学ぶ機会の確保を図るものとしております。 いただいたご意見は，具体的な施策に関するものですので，今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
26	<p>地域の学校で，小さい時から手話やろう者のことを正しく理解し，偏見をなくすような学びの機会を作れるような文面を入れて欲しい。 (聾学校の生徒が学校の近くを友達同士，手話で会話をしていると，近隣の学校の低学年の生徒がそれを真似しからかうようなことがある。生徒たちはそれに傷つき，社会へ出ることをためらうようなことがある。実際トラウマのようにになっている生徒もいる。ただ，地域の学校の生徒が高学年になり，ろう者の理解や交流の機会が増えるとそれがなくなり，逆に壁もなく障害のあるなしを感じさせないような関係性が生まれている。それを見ていると，心のバリアフリーは，やはり，正しい理解と交流の経験等が必要であると感ずるため。)</p>	<p>学校における手話の学習については，学習指導要領の規定との関係などから，条例によって一律に規定することが難しいところです。 本条例骨子案においては，「9手話を学ぶ機会の確保等」において，県は，市町村等，並びにろう者及び手話通訳を行う者と協力して，県民が手話を学ぶ機会の確保を図ることとしておりますので，ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>

27	<p>小学生の頃から学年を追うごとに（年に1～2回）手話を学ぶ機会があることで言語として理解が深まると思う。</p>	<p>本条例骨子案9(1)において、県は、市町村等、並びにろう者及び手話通訳を行う者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとしております。</p> <p>いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
28	<p>県民が来られる窓口業務の職員の方に定期的に職員研修等を実施し手話を学んでいただきたい。</p>	<p>本条例骨子案9(1)において、県は、市町村等、並びにろう者及び手話通訳を行う者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保を図ることとしております。</p> <p>いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
29	<p>いつでもどこでも誰とでも手話で話せる環境になって欲しいと思います。『聞こえない』という事は情報が入らないことなので、テレビの字幕はもちろん、緊急時にも手話通訳を付けて欲しいと思います。鹿児島はいい人が多く、どうにかしてコミュニケーションをしようとしてくれる人が多いので期待しています。</p> <p>具体的には小学校で手話の時間を設けるのもいいのでは？ 又、聾学校ではまず日本手話を覚え、日本語を覚える東京にある明晴学園のバイリンガル教育が参考になると思います。</p>	<p>学校における手話の学習については、学習指導要領の規定との関係などから、条例によって一律に規定することが難しいところです。</p> <p>本条例骨子案においては、「9手話を学ぶ機会の確保等」において、県は、市町村等、並びにろう者及び手話通訳を行う者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保を図ることとしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
30	<p>手話を学ぶ・習得の機会とともに、現在、手話言語でしかコミュニケーションが取れない方への、読み書き(文章力)指導の場の提供を。</p>	<p>いただいたご意見は、聴覚障害者のコミュニケーション支援に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>

【10 手話を用いた情報発信等】

No	内 容	考え方
31	<p>災害（大雨，地震など）について，地域では無線機しか設置されていない。家庭1軒毎に防災ラジオの配布もあるが，目で見て分かるもの（電子ボードとか）を設置して欲しい。</p>	<p>本条例骨子案10(3)において，「県は，災害その他非常の事態の場合にろう者が手話によりその安全を確保するため必要な情報を取得することができるよう，市町村に対して情報の提供，技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。」と規定しております。</p> <p>いただいたご意見は，具体的な施策に関するものですので，今後の参考となるよう県担当部局へお伝えします。</p>
32	<p>【10 手話を用いた情報発信など】 聴覚障がい者がいつでも手話を使って手話による情報を入手できる環境の整備を推進し，手話通訳者の派遣や聴覚障がい者の相談を行う拠点への支援を県が推進していただきたい。（鳥取県の手話言語条例を参考）</p>	<p>本条例骨子案3(1)において，「県は，基本理念にのっとり，手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。」としております。</p> <p>いただいたご意見は，具体的な施策に関するものですので，今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>

【11 手話を行う人材の育成等】

No	内 容	考え方
33	<p>手話通訳として正規就職がなく，仕事の傍ら通訳をするためなかなか通訳として資格を取ろうとする人が少ない。正規職員として働ける場所を確保してほしい。</p>	<p>本条例骨子案11(1)において，「県は，手話通訳を行う者の確保，能力及び資質の向上，並びに処遇の改善が図られるよう，手話通訳を行う者の養成及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとする。」と規定しております。</p> <p>条例の趣旨を踏まえ，必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
34	<p>手話通訳者の健康を守るために検診の予算化を</p>	<p>本条例骨子案11(1)において，県は，手話通訳を行う者の確保，能力及び資質の向上，並びに処遇の改善が図られるよう，手話通訳を行う者の養成及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとしております。</p> <p>いただいたご意見は，具体的な施策に関するものですので，今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>

35	<p>手話講師の人材確保の件から意見があります。 県内の特徴として市町村で格差があると思います。 また、指導する側の高齢化が進行していく中で、10～20年後、現在の中堅世代（30～50代）の負担が大きくなるのでは？と危惧しています。なぜなら聾学校を始め教育現場ではおおまかですが人工内耳を着用している子供達が半数以上見られます。 今後もそれを選択する子供達が増えると思います。 おそらく公私の場で日本手話を第1言語とする子供達が減少傾向するので手話文化が薄れていくのでは？ それらの問題点が講師の人材不足につながっていくと思う。 条例施行後、中長期的に講師の人材確保はどのような考えをお持ちですか？</p>	<p>本条例骨子案11(1)において、「県は、手話通訳を行う者の確保、能力及び資質の向上、並びに処遇の改善が図られるよう、手話通訳を行う者の養成及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとする。」と規定しております。 条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
36	<p>手話の講師を育てる為の研修会等、全額自己負担で参加している現状がある。講師養成の為の補助についても検討してほしい。</p>	<p>本条例骨子案11(1)において、県は、手話通訳を行う者の確保、能力及び資質の向上、並びに処遇の改善が図られるよう、手話通訳を行う者の養成及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとしております。 いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
37	<p>現在派遣できる内容に制限がある。聴覚障害者が情報を必要とするすべての場所に手話通訳を派遣できるようにお願いしたい。 手話通訳で生計がなりたつ身分保障をお願いしたい。 専門性に分けた手話通訳の育成をお願いしたい。</p>	<p>本条例骨子案11(1)において、「県は、手話通訳を行う者の確保、能力及び資質の向上、並びに処遇の改善が図られるよう、手話通訳を行う者の養成及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとする。」と規定しております。 条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
38	<p>鹿児島でも遠隔手話通訳を始めてほしい。 観光地や、公共施設、受付などいつでもどこでも通訳をとおして話ができる環境を希望します。書いてもらうこともあるけどできれば手話で話をしたいです。</p>	<p>いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>

39	<p>手話言語条例の骨子案の中に、手話通訳者の人材育成については項目があり、常に人手不足の現状が改善されれば有難いことだと思いました。</p> <p>その項目の中に付け加えていただきたいことがあります。</p> <p>通訳者となり活動を始めた後の健康問題や学習会の保障など、自己責任の面が強く、人手不足のままなのだと感じています。</p> <p>「言語」の条例なので・・・とも思ったのですが、通訳者がいなければ情報の発信も受信も成り立ちません。</p> <p>できましたら、現に活躍している通訳者を守る項目も考えていただきたいです。</p> <p>よろしくお願い致します。</p>	<p>本条例骨子案11(1)において、「県は、手話通訳を行う者の確保、能力及び資質の向上、並びに処遇の改善が図られるよう、手話通訳を行う者の養成及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとする。」と規定しております。</p> <p>条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
40	<p>・11手話通訳を行う人材の育成等 養成及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとする。 とても大事なところだと思うので条例に入っていて良かったと思う。</p>	<p>ご賛同いただきありがとうございます。</p>
41	<p>「11 手話通訳を行う人材の育成等」に必要な施策を早急を実現して欲しい。</p> <p>現在、鹿児島県には手話通訳士34名（女性30名 男性4名）、手話通訳者、約70名位が聴覚障害者の手話通訳を担っています。</p> <p>手話奉仕員養成講座；入門・基礎コースを受講し、手話通訳者養成講座で、I・II・IIIを学び、その後年1回実施される全国統一手話試験に合格してから登録手話通訳者になれます。さらに手話通訳士になるには、さらに勉強して年一回実施される手話通訳技能認定試験に合格することが必要です。 (手話通訳士合格率 2017年；8.2% 2018年；9.882%です。)</p> <p>しかしこの手話通訳技能認定試験は、大変難しく、仕事をしながら勉強すること6～7年間位の勉強と経験が必要です。</p> <p>現在、通訳の報酬は上限6時間で4,700円とされ、それ以上通訳を行っても報酬が支払われない、いわゆる無報酬・無賃金労働の状態です。労働の対価は、きちんと支払われるべきではないでしょうか？</p> <p>手話通訳士・通訳者は医師・会計士・弁護士のような業務独占資格で無いため通訳の報酬を高くするには、多くの障害があると思います。同時に手話通訳者の身分保障を確立する必要があります。手話通訳士で生計を立て、職業として生活出来るようにご検討願いたい。またそれが、今後手話通訳者を目指す人達を増やすことにもなると思います。</p>	<p>本条例骨子案11(1)において、「県は、手話通訳を行う者の確保、能力及び資質の向上、並びに処遇の改善が図られるよう、手話通訳を行う者の養成及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとする。」と規定しております。</p> <p>条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>

42	手話通訳士・手話通訳者等及び要約筆記者等の特殊健康診断（頸肩腕障害等）の定期的・継続的な実施をお願いしたい。	<p>本条例骨子案11(1)において、「県は、手話通訳を行う者の確保、能力及び資質の向上、並びに処遇の改善が図られるよう、手話通訳を行う者の養成及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとする。」と規定しております。</p> <p>いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
43	手話通訳を担う者の養成に、その後のフォローアップ、身分保障の充実も入れてほしいです。	<p>本条例骨子案11(1)において、「県は、手話通訳を行う者の確保、能力及び資質の向上、並びに処遇の改善が図られるよう、手話通訳を行う者の養成及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとする。」と規定しております。</p> <p>条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
44	<p>その他</p> <p>手話言語条例にすると、まず手話講師（教師）も学習すべき。基礎（仕組み）などを身につけてから教師になってもらいたい。</p>	<p>本条例骨子案11(1)において、「県は、手話通訳を行う者の確保、能力及び資質の向上、並びに処遇の改善が図られるよう、手話通訳を行う者の養成及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとする。」と規定しております。</p> <p>条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>

【12 学校における取組の推進】

No	内 容	考え方
45	<p>子供たちに手話で学べるように。今から教師に手話を覚えてもらうことも必要だが、時間もかかるため、手話の出来る職員を配置してほしい。</p>	<p>「手話の出来る職員の配置」につきましては、教職の特別支援学校教諭免許状（聴覚障害者に関する教育の領域を含む）の取得にあたって、手話の習得が義務づけられていないことなどを踏まえ、条例において規定を行うことは、難しいと考えています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の県における教員採用や配置の参考となるよう、県担当部局にお伝えします。</p>
46	<p>小・中学校の科目に「手話科」が付けて欲しい。又は「手話科」を義務化になって欲しいです。</p>	<p>学校においては、学習指導要領に規定されている内容に基づき教育課程を編成していることから、現段階で手話を教科にすることについては、条例に規定することは難しいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
47	<p>12の学校における取組の推進について 「手話に通じたろう者を含む教員の確保」も入れてほしい。 ろう児はどんな大人になればいいか？悩みます。大人のろう者を見ることでアイデンティティ確立ができ、成長すると思います。 国立・県営鹿児島障害者職業能力開発校にも、ろう者が通っています。手話による授業ができず、ついていけなかったことをよく聞いています。その開発校にも適用できるようにしてもらいたいです。</p>	<p>「手話に通じたろう者を含む教員の確保」につきましては、教職の特別支援学校教諭免許状（聴覚障害者に関する教育の領域を含む）の取得にあたって、手話の習得が義務づけられていないことなどを踏まえ、条例において規定を行うことは、難しいと考えています。ご理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の県における教員採用・配置の参考となるよう、県担当部局にお伝えします。</p> <p>なお、本条例骨子案8において、県は、市町村等と連携し、ろう者が乳幼児期からその家族その他の関係者とともに手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び手話に接する機会の充実その他手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備を図ることを規定しております。</p> <p>また、国立・県営鹿児島障害者職業能力開発校におけるろう者への情報保障につきましても、今後の対応の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>

48	<p>ろう学校の生徒は教員の手話がベースになるため、教員の正しい手話の習得をお願いしたい。</p>	<p>本条例骨子案12(1)において、「ろう者である幼児，児童又は生徒(以下「ろう児等」という。)が通学する学校の設置者は，ろう児等が手話を学び，又は手話で学ぶことができるよう，教職員の手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しているところです。</p> <p>条例の趣旨を踏まえ，必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
49	<p>聾学校について 県立鹿児島聾学校の維新革命を求めるのが理想である。 現時点は，手話言語条例としての取り組みを進んでいるのですが，実際（現実）を見ています。仕事に関わりまして，よく見ています。ちなみに自分自身の経験も含め意見を言いたいと思います。</p> <p>「聾学校」＝手話だと見えません。口話練習（発音練習）の時間もありそうで，手話より口話のほうが最優先？と常に疑問を持ってきています。今も。</p> <p>もし，手話言語法を本格的に進んでもらう設定（仮説）は下記 ※聾学校に幼稚部（ひよこ）から最初から手話で導入すべき。</p> <p>そのため，先生も手話を覚えてもらうのではなく義務として，マスターしてもらおう。特殊学校というレベルの上で，あくまでも外国語のように「手話」のカリキュラムを作り，覚えてから聾学校に来てもらえたら本当に理想的な先生といえます。</p> <p>手話を覚えるために，学校に入ってからではなく，まず健聴者の学校の時間（例えば手話体験）をキープより増やしてもらいたい。</p> <p>手話は日本語で覚えられるからこそ，まず手話を導入したらよいと思います。逆に口話で訓練しても，社会人になると役に立つ面などがひとつもありません。できることは筆談しかないぐらい。</p> <p>なので，最初から手話を導入し，教育も発展し，子どもたちも自分で考える力も伸びるはずのではと心から願います。</p>	<p>教員への手話の義務化については，教職の特別支援学校免許状（聴覚障害者教育を含む。）の取得にあたって，手話の習得が義務付けられていないことを踏まえすと，条例において規定することが難しいところです。</p> <p>本条例骨子案12(1)において、「ろう者である幼児，児童又は生徒(以下「ろう児等」という。)が通学する学校の設置者は，ろう児等が手話を学び，又は手話で学ぶことができるよう，教職員の手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しているところです。</p> <p>条例の趣旨を踏まえ，必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
50	<p>聾学校はもちろん，聞こえない子どもが通学している地域校の授業で，手話を取り入れてほしい。幅も広く，難しい面もあるので，手話が困難の時は視覚的情報として目でわかる内容を常に発信してほしい。</p>	<p>本条例骨子案12(1)において、「ろう者である幼児，児童又は生徒(以下「ろう児等」という。)が通学する学校の設置者は，ろう児等が手話を学び，又は手話で学ぶことができるよう，教職員の手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しているところです。</p> <p>いただいたご意見は，今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>

【15 手話に関する調査研究】

No	内 容	考え方
51	手話は言語であり、言語は時代とともに変化する。高齢者の手話表現を動画などで保存する事業を立ち上げていただきたい。	いただいたご意見は、本条例骨子案15「手話に関する調査研究」に関する具体的な施策に該当するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。
52	手話の保存・・・手話言語にも音声言語と同じ方言や世代ごとで手話表現が異なります。ことばは生き物、いつか使われなくなってしまうかもしれない手話言語もあると思います。そういったものへの保存活動も条例に入れてほしいです。	いただいたご意見は、本条例骨子案15「手話に関する調査研究」に関する具体的な施策に該当するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。

【16 財政上の措置】

No	内 容	考え方
53	予算措置について。「県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」 ※財政措置があつてこそ施策の実効性が担保されます。予算措置について条文に明記されることに期待しています。	ご賛同いただきありがとうございます。

【17 手話施策推進協議会】

No	内 容	考え方
54	17の手話施策推進協議会について 鹿児島県聴覚障害者協会、鹿児島県手話通訳問題研究会、鹿児島県手話連絡協議会、鹿児島県手話通訳士協会、それぞれの代表が手話施策推進協議会の委員に任命されるような文を加えてほしい。	本条例骨子案17(2)において、「この条例に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、知事が別に定める」と規定しているところです。当該団体等の代表の委員への任命について、ご意見があったことを県担当部局にお伝えします。
55	手話施策推進協議会を設置する この協議会のメンバーに関係団体の代表を入れてほしい。	本条例骨子案17(2)において、「この条例に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、知事が別に定める」と規定しているところです。今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。
56	【17手話施策推進協議会】 協議会の人員数やどのような人材で構成されるかの表記を求めたい。	本条例骨子案17(2)において、「この条例に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、知事が別に定める」と規定しているところです。ご理解を賜りますようお願いいたします。

【99 その他】

No	内 容	考え方
57	<p>子供たちが手話で学び、また、思春期の時期の思いを聞ける、話せる機会を作れるように学校に通訳を配置してほしい。</p>	<p>本条例骨子案12において、「ろう児等が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」としているところです。</p> <p>「手話で学ぶための通訳の配置」も有効な施策の1つと考えられることから、いただいた御意見は今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p> <p>また、「思春期の時期の思いを聞ける、話せる通訳の配置」については、コミュニケーション支援として施策の参考となるよう、県担当部局へお伝えします。</p>
58	<p>高齢ろう者の、老人ホームを作してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、ろう者の福祉に関する具体的な施策に該当するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
59	<p>ろう者からの相談を待つのではなく、自宅に訪問し相談を受けられるよう、柔軟に対応できるようにしてほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、ろう者の福祉に関する具体的な施策に該当するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
60	<p>第11条で『手話通訳を行う人材の育成等』とあります。</p> <p>手話を使用する人の中に、盲ろう者もいます。盲ろう者の中には、接近手話や触手話で対応する場合があります。盲ろう者について書かれていないのでご検討願います。</p> <p>参考例・・・京都府手話言語条例第14条2項</p>	<p>本条例骨子案における「ろう者」については、「聴覚障害者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者」として定義づけを検討いたします。</p>
61	<p>「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例（仮称）骨子案について」とても良いと思います。財政面での制約も多々あるかと思いますが、工夫して実質のある条例と制度を作って欲しいと思います。手話が言語として健聴者に理解されることで、ひいては聴覚障害者の理解につながり、骨子案の通り、互いの人権を尊重し共生できる地域社会が実現されると思います。頑張ってください！</p>	<p>ご賛同いただきありがとうございます。</p>

62	<p>難しいことはよく分からないので、条例骨子案を読んでもさっぱりなのですが、ただただ、聾啞者の方々が住みやすい鹿児島になることを願っております。（聾啞者だけでなく障害のある方全てにおいて）</p> <p>わたくしは現在手話講座に通っており3年目になります。軽い気持ちで入った講座でしたが、今では手話通訳者が目標になりました。聾啞者の方々は、いろんな状況によりいろんなタイプの方々がいます。耳が聞こえないだけだから文章が普通に書けると思ったら大間違い。以前SNSに投稿した聾啞者の内容が、文章がおかしいと笑いにされていたのを読んで非常に怒りがこみあげてきました。でも、私も手話に携わっていなければその中の一人だったかもしれません。</p> <p>鹿児島で手話言語条例が制定される事は非常に鹿児島県民として喜ばしいことでもあります。</p> <p>これを機に聾啞者の事、手話の事がもっともっと県民の皆様に理解していただけることを願っています。</p> <p>また、手話通訳者が高齢化している・・・とも聞きました。若い世代にとって、もっと手話が身近な存在になって通訳者が増えるといいですね。</p> <p>※骨子案についての意見・・・とは程遠い内容ですみません。</p>	ご賛同いただきありがとうございます。
63	<p>県内各地の公共施設で映像を取り扱った物があるが字幕によるサービスがないので聴覚障害者や日本語を理解出来ない。外国人の為にどのような考えをお持ちでしょうか。</p>	<p>情報保障に関する御意見として、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
64	<p>県内ニュース、バラエティー、ドラマ番組に字幕がないのはどうしてですか？</p> <p>この点で情報不足している部分はネットで補足しているが、多忙の時はなかなか出来ないで字幕があればその場で情報を知ることが出来る。</p>	<p>情報保障に関する御意見として、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
65	<p>県内の公共施設や観光施設において、映像（約10分間とか）など、聴覚障害者向けに對したサービス（※字幕や手話通訳付き）を付けて欲しい。</p>	<p>情報保障に関する御意見として、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
66	<p>運転免許証更新（県の交通安全教育センター）に関して、土日祝日利用でも手話通訳を設置して欲しい。（※平日のみしか利用できない状態。）</p>	<p>本条例骨子案11(2)において、「県は、市町村と連携して、ろう者が手話通訳を行う者の派遣等による意思疎通支援を適切に受けられる体制の整備及び拡充に努めるものとする。」と規定しているところです。</p> <p>いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>

67	<p>ガソリンスタンドやドライブスルー（マクドナルドとか）で、スタッフの呼び出しがインターホンのみに設置されているところがある。聴覚障害者は音声だけでは聞き取るのが困難なため、画面表示何か設置して欲しい。</p>	<p>いただいたご意見は、聴覚障害者のコミュニケーション支援に関する具体的な施策に該当するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
68	<p>骨子案が「努める」という文言が多く「努めましたが・・・」終わってしまう気がする。もっと具体的に例など示した方が良いのではないかと思います。</p>	<p>本条例骨子案においては、一部の例外を除いて、県については義務規定とし、県民等については、県民等の各主体の努力を促していくという観点から努力義務規定としているところです。 本条例骨子案「7 施策の策定及び推進」にあるとおり、この条例の目的を達成するため、県担当部局において施策を策定し、これを総合的かつ計画的に推進するものとしております。 また、施策の実施状況について、毎年度、知事に議会への報告と公表を求めているところです。</p>
69	<p>一般の企業や病院など、聴覚障害者が関わる事業所等に条例の周知を徹底してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
70	<p>条文中に「ろう者」の言葉が出てきていますが、表現を「ろう者」を含めた「聴覚障害者」とした方が良いのでは？ 「手話」は「言語」ですが、使用しているのは「ろう者」だけでなく「難聴者」「中途失聴者」にもいます。 親の教育方針で生まれながらの「ろう者」でありながら、普通の学校に通うことで「聴覚障害者」として育ち、成長してから「手話」をもう一つの「言語」、情報取得手段として知り使用する方もいます。 ので、「聴覚障害者」という言葉も含めてほしいと思います。</p>	<p>本条例骨子案における「ろう者」については、「聴覚障害者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者」として定義づけを検討いたします。</p>
71	<p>言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例の件ですが、長いなと感じます。 「かごしま県民手話言語条例」が良いと思います。</p>	<p>本条例については、言語としての手話の認識の普及及びろう者の手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を図ることにより、ろう者である県民とろう者以外の県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的としており、これらの意図を表現した名称です。 なお、通称として「かごしま県民手話言語条例」とすることを検討いたします。</p>

72	<p>「市町村の責務」も追記してほしい。 「市町村はこの条例の目的と基本理念に対する住民の理解の促進、並び、に手話の普及その他手話使用しやすい環境の整備に努めるのとする。」というように文を入れると市町村も自覚できると思います。</p>	<p>都道府県と市町村は対等・協力の関係であり、地方自治法では、市町村に対する都道府県の関与は、法律及び法律の委任を受けた政令に根拠がある場合に限定されています。これらを踏まえて、本条例では、市町村の役割や責務についての規定は設けていませんが、本条例骨子案の4にありますように、施策の推進にあたって、県は市町村との連携及び協力を行うことを規定しているところです。ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
73	<p>「手話しやすい環境を整備するにはろうあ者（県民）からの相談や県内にある相談を行う拠点の支援、協力など行う」ことを入れてもらいたい。いろんな相談を受けることで課題が分かり、施策を立てることができると思います。</p>	<p>本条例骨子案8において、「県は、市町村等と連携し、聴覚障害者が乳幼児期からその家族その他の関係者とともに手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び手話に接する機会の充実その他手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備を図るものとする。」と規定しております。 条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
74	<p>医療機関における手話普及も明記してほしい。</p>	<p>本条例骨子案11(2)において、「県は、市町村と連携して、ろう者が手話通訳を行う者の派遣等による意思疎通支援を適切に受けられることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。」と規定しているところです。 条例の趣旨を踏まえ、必要な施策が実施されるよう県担当部局にお伝えします。</p>
75	<p>「ろう者は高齢者、盲ろう者、知的障害者、重複障害者などがあります。それぞれの手話のやり方も違ってくるので、いろんな聴覚障害者の特性に応じた手話の支援などを講じる」も入れたらと思います。</p>	<p>本条例骨子案1の「目的」において、「手話が言語であるとの認識に基づき、言語としての手話の認識の普及及び手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備（以下「手話の普及等」という。）に関する基本理念を定め、県の責務等及び県民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本事項を定めること」と規定しているところです。 いただいたご意見については、聴覚障害者へのコミュニケーション支援等へのご意見として、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>

76	県民などに手話言語を普及するにはろうあ者などによる啓発活動も大事かと思っておりますので、「啓発活動を行う務め」も入れたらと思います。	本条例骨子案5(2)において、「ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進に努めるものとする。」と規定しているところです。
77	条例ができた後、条例の説明(動画)はろうあ者による手話の説明があったらと思います。ろうあ者の手話の方がろうあ者に伝わりやすいからです。	いただいたご意見を参考に検討がなされるよう県の担当部局にお伝えします。
78	個人情報法等で市町村や団体が情報提供できなく、施策の協力に支障が出る恐れがあると思いますが、その対応も考えてくれたらとおもいます。	手話等の施策の推進にあたり、個人情報保護に関する法令の規定にそって、必要で適切な情報提供がなされるよう県担当部局にお伝えします。
79	条例は〇〇ように努めるといふ努力義務になっていますが、法的な強制力をもつ規定にはできないでしょうか？ 条例に則らなかった場合の対応が心配になります。	本条例骨子案においては、一部の例外を除いて、県については義務規定とし、県民等については、県民等の各主体の努力を促していくという観点から努力義務規定としているところです。 本条例骨子案では、本条例骨子案7にあるとおり、手話の普及等に関する施策の実施状況について、毎年度、知事に議会への報告と公表を求めているところです。
80	聴覚障害者協会に加入していないろう者を個別で確認し、マップなどを作成して所在地を把握していただきたい。	いただいたご意見は、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。
81	地方ではすでに遠隔手話サービスが始まっている。鹿児島にも拠点を作り、観光地からタブレットでアクセスでき案内をいただけるサービスをお願いしたい。 また、県の所有する公共施設等でモニターで情報を提供しているものについて、音声だけではなく字幕と手話のワイプをつけていただきたい。	情報保障に関するご意見として、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。
82	観光旅行者等への対応の遠隔手話サービスが導入された際は、何らかの契約をし、受付等にタブレットを設置し情報提供を行うなどしていただきたい。	情報保障に関するご意見として、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。
83	鹿児島県もいよいよ手話言語条例が成立できるようですね。有難いことです。楽しみにしております。これまでの聞こえない方々の苦しみなどが少しでも報われる条例であってほしいです。	ご賛同いただきありがとうございます。

84	<p>名称ですが、皆さんにわかりやすい、短い文言が良いのかなと思います。よろしく願いいたします。</p>	<p>本条例については、言語としての手話の認識の普及及びろう者の手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を図ることにより、ろう者である県民とろう者以外の県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的としており、これらの意図を表現した名称です。</p> <p>なお、通称として「かごしま県民手話言語条例」とすることを検討いたします。</p>
85	<p>生まれた子供が聞こえないと分かった時のご両親への配慮として、医学的情報だけではなく、聞こえないことの理解に関すること、聞こえない方々の現状、等々、様々な情報を提供できる環境整備もしてほしい。（聞こえない子を持つ親はいろいろな判断材料があれば、悩みも少しは軽減されるのではと思う）</p>	<p>いただいたご意見は、聴覚障害についての情報提供に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p> <p>なお、本条例骨子案「8手話を習得するための支援体制の整備」において、県は、市町村等（市町村その他の関係機関及び関係団体）」と連携し、手話に関する情報の提供等を行う体制の整備を図ることとしております。</p>
86	<p>数年前の高見馬場での出来事が思い出される。ろう者が見知らぬ50がらみの男性から肩をたたかれ、何か聞かれたが分からないので、電話お願い手帳を出して私は耳が不自由ですと、示すとその男性は、あそうか、と手を振って立ち去った。</p> <p>ろうの男はしばらく立っていたが、電話お願い手帳をポケットにしまうとバスに乗って行った。</p> <p>今、言う聞こえない人に失礼なやつだと怒っているのだ。</p> <p>このことを聞こえない友達に事の次第を説明したら、僕の相手は全部ひらかなで谷山に行くにはと書いて尋ねたとの事だった。</p> <p>ここで二人はおもしろいと笑った。</p> <p>これは、まだ聞こえないろうの人たちのことを理解していないからだろうと思う。</p>	<p>本条例の制定により、手話やろう者に対する県民の理解が進み、ろう者とろう者以外の方が互いに個性と人格を尊重し、共に生きる地域社会が実現できるようにと考えております。</p> <p>ご意見をいただきありがとうございます。</p>
87	<p>毎年3月の第1日曜日を耳の日のお祝いもかねて市役所から高見馬場までデモ行進する。その時県警察の音楽隊も一緒に行進してもらう。管轄の中央警察にデモの趣旨を説明して許可を得る。県警の音楽隊もパレードに協力をお願いする。</p> <p>「耳を大切にしましょう」と書いたビラを配布する事によって人々の関心をえられる。</p> <p>県議会の手話言語条例委員会では、手話は言語と制定の必要があると政策立案推進検討委員会が提言をしました。</p> <p>しかし、委員会に意見できるのは、ごく少数の人たちだけで広く県民、市民は知らされていないので、絵に描いた餅になります。</p>	<p>本条例骨子案1において、「手話が言語であるとの認識に基づき、言語としての手話の認識の普及及び手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、県の責務等及び県民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本事項を定めること」としております。</p> <p>また、「手話を言語として認識し普及する条例案作成委員会」においては、ろう者や手話通訳を行う方々などの関係団体やろう学校の保護者や先生方と意見交換の場を持ち、現状や課題の把握に努めてきたところです。</p> <p>ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>

88	<p>聴覚障害者が日常生活する上で最も困る場所は、①医療機関、②警察署、③裁判所等です。</p> <p>上記の場所で、手話通訳士、手話通訳者が終日対応できるようにして欲しい。（公共施設においては、非常勤ではなく常勤・正職員としての設置を望みます。）。</p>	<p>本条例骨子案11(2)において、「県は、市町村と連携して、ろう者が手話通訳を行う者の派遣等による意思疎通支援を適切に受けられることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。」と規定しているところです。</p> <p>いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
89	<p>ずれてしまうかもしれませんが、手話で学ぶ環境整備とともに、乳幼児・児童またその保護者関係者に対する相談窓口の充実。ろう者の特性等の専門的知識・資格を持った聴覚障害者もしくは手話言語が使える者の配置も織り込んで欲しいです。</p>	<p>本条例骨子案8において、県は、市町村等と連携し、ろう者が乳幼児期からその家族その他の関係者とともに手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び手話に接する機会の充実その他手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備を図ることを規定しております。</p> <p>いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
90	<p>お疲れ様です。ろう者です。</p> <p>「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例（仮称）」骨子案、読ませて頂きました。</p> <p>とても十分に協議され、そして当事者であるろう者およびろう団体などの意見がかなり反映された内容になっていると思っております。</p> <p>条例が施行された後も形骸化されることなく、条例の意義が鹿児島県に深く浸透されることを望みます。</p>	<p>ご賛同いただきありがとうございます。</p>
91	<p>第10条手話を用いた情報発信等、第13条観光旅行者等への対応について鹿児島県は、歴史に関する施設がたくさんありますが、ガイドはほとんど音声で、手話や字幕といった情報保障がなされていません。鹿児島は歴史に関する観光スポットが数多くあり、全国から注目を浴びています。鹿児島が生んだ歴史は、興味深いものがあるがゆえにろう者への情報保障がなされていないことが多く失望するろう者にこれまで接することがありました（私もそうです）。</p> <p>観光機関・施設でのガイドなどの音声言語に関しては、手話や字幕など情報保障に努めるなどといった文言があれば助かります。</p>	<p>情報保障に関するご意見として、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>

92	<p>【「ろう者」という表記について】 手話言語は確かに独自の文法体系による言語ではあるが、「ろう者」だけのものではないと感じている。 人工内耳を装着している聞こえない子どもたちや、補聴器をつけて通常学級に通う子どもたち、手話言語を知らない聞こえに障がいのある人等、聴覚障がいには生育環境や言語環境等様々な背景がある。 このように手話言語を知らない聞こえない人・聞こえにくい人々も手話言語をマスターできればリアルタイムかつ双方向性のコミュニケーション方法として活用することも想定できるので、「ろう者」の表記を「聴覚障がい者」とするか、または「定義」を設け、「ろう者、中途失聴者、難聴者、盲ろう者等」というように聴覚に関連した障がいを含むと定義付けしていただきたい。</p>	<p>本条例骨子案における「ろう者」については、「聴覚障害者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者」として定義づけを検討いたします。</p>
93	<p>観光について 今までの観光を通してみましたが…実例は下記 知覧特攻平和会館→アナウンサーでも日本語（鹿児島弁）しかないので、ろう者が理解できるわけではないので、もし手話もアナウンスもあれば情報ももっと得るのではと思います。 仙巖園も同じく。立派な歴史だとよく存じますが、詳しくのアナウンスもせめても手話も導入してあればもっと、ろう者も共に楽しめるから。ともかく、どの施設（公共）にもろう者でも安心できる環境を整えるのがまず手話導入すべきのでは？と思いがします。</p>	<p>情報保障に関するご意見として、今後の参考となるよう県担当部局にお伝えします。</p>
94	<p>口話（発音）について もし手話言語条例などの法が決めれば、その口話の訓練も廃止したらよいと思います。口話は将来性も含めて、もう少し視野を広げて考慮してもらえたら幸いです。 自分自身の経験は…聾学校にて、発音が上手い。上手だと褒められて育てて、社会に出ると「うるさい」「だまれ」と言われるようになるなんて…疑問を持ち始まり、原因究明にすると発音のコントロールだって。そのコントロールはろう者が完璧にするわけがないから、今の自分は声をせず、手話で生きています。つまり、手話がないと死んでると同じく思えばいい位の気持ちが強いです。言い過ぎて申し訳ない。</p>	<p>本条例の制定により、手話やろう者に対する県民の理解が進み、ろう者とろう者以外の方が互いに個性と人格を尊重し、共に生きる地域社会が実現できるようにと考えております。 ご意見をいただきありがとうございます。</p>